

滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日 時 令和7年(2025年)11月11日(火)10:00~12:00
2 場 所 県庁東館7階大会議室
3 議 題 (1)近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る
環境影響評価方法書について
(2)その他
4 出席委員 東野委員、奥村委員(Web出席) 和田委員、野呂委員(Web出席)
林委員(Web出席) 平山委員(Web出席) 市川委員(Web出席)
藤本委員、水原委員、皆川委員(Web出席)
5 内 容
(1)近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境
配慮書について

・資料2-1~2-10、参考資料3の説明後の質疑応答は以下のとおり。

(委員長)

はじめに欠席委員から意見がありましたら、事務局から紹介をお願いします。

(事務局)

本日欠席の委員から2点ご意見をいただいています。

1点目は、今後調査をして貴重な動植物が見つかった場合は、事業開始の最初の1年程度は季節ごとの調査をしていただきたい、とのご意見をいただいている。

2点目は、住民の不安を解消するようにしっかりと説明に努めていただきたい、とのご意見をいただいている。

(委員長)

事業者から見解等はありますか。

(事業者)

希少種については、事業を開始する段になったときに移植等をする可能性があります。その時にしっかりと状況を把握できるような調査を考えてまいります。

住民の方への説明について、住民からの意見や市長意見においても周知が足りないとのご指摘をいただいているので、令和8年1月にアセス手続とは別に自主的な説明会を別途開催することを考えています。また、甲賀市だけでなく、下流の地域にも周知する必要があるのではないかとのご意見をいただいている。前回も下流の守山市などにも周知のお願いをしていました。下流の一部の自治体では広報誌に掲載いただけるというお話しも出てきています。下流のどこまで周知というのには難しいですが、甲賀市の中心部で、下流にも周知した状態で説明会を開催する予定です。これで十分かというのには分かりませんが、住民の方に説明する機会をつくつ

ていきたいと思っています。

(委員)

市長意見が最近に出ており、意見への対応方針が未定ということですが、一番目に出ている遮水シートを敷設するかどうかによって、浸透水の計算や植栽の樹木も遮水シートが張られた場合に根が突き破ったりする可能性もあります。遮水シートによって予測や対応が変わってくると思いますが、どのように考えていますか。

(事業者)

遮水シートを設けるのは管理型の埋立処分場に求められている構造基準と理解していますので、検討はこれからになりますが、安定型の埋立処分場である今回の処分場に設けることは現時点では難しいと考えています。

(委員長)

遮水シートなどが出てきている話は、過去に不適正な事案があって、住民や甲賀市が非常に懸念されているということだと思われます。遮水シートなどをしないということであれば、展開検査を含めて、埋立前の段階をきっちりやっていただくことで有害物質が入らないということと、浸透水などのモニタリングも行うことを含めて、きっちりとした計画になっていることを示していただきたいと思います。

(委員)

甲賀市長意見や住民意見で、今回の処分場に関しての水質に対する不安が非常に大きくなっていると考えます。そういう中で、アセス図書が非常に分かりにくい。山を伐採して施設をつくるため、森林であったところが更地になるという土地の改変に伴う水の濁りや汚濁の問題は、準備書で予測評価が示されると思います。そしてこの事業は次に、供用開始後、安定型廃棄物が埋立される段階で、展開検査などを行い有害物質は入らないということですが、どういったものが入ってくるかは分からないので、常に安全サイドで考えなければなりません。そのため供用開始後のモニタリングは必要になってきます。その後、事業が終わった後（埋立終了後）も長い間の浸透の汚染が懸念されることがあります。そういう3つの段階に対してそれぞれ図書で示せるところは示していかなければいけません。また、今の段階で予測できない、評価できないところに関しては、管理計画を検討し示さなければ、理解は得られないと思います。

事務局の説明（資料1）で施設の維持管理計画も別のところで進んでいるという話がありました。図書や事業者見解は、水質水象関係は初期の段階、森林伐採の状況の予測はあげられていますが、供用時の浸透水や地下水のモニタリングや管理は、苦情があった場合や異常があった場合ということでここにはあげられていません。

アセスの図書でも同時に示さないと、図書だけ見ると、工事をした後、埋め立てでアスベスト、廃プラなど、どういったものを受け入れるのかは今後の話だと思いますが、今まで森林土壤であった場所に異物が入ってくることに対しての環境の監視体制、管理体制が全然示されていません。これでは何をされるのか分かりません。そこはしっかりと示していただく必要があると思います。方法書では工事で山を崩したときの水質項目や流況の問題になっていますが、それと同時に、供用を開始する際の計画も、予測はできなかつたけれども、考えられるリスクに対して、監視体制、管理計画を記載していただきたいと思っています。

別紙 方法書の修正案の 6-3 ページ、6-10 ページの水質のところで、施設の供用後の水の汚れに丸が付いています。その項目も有害なものが入ってくる可能性があるという前提で、初期値として工事が終わった時点での水質項目を押さえておくことが重要です。安定型で決められている項目以外に、飲用水として伏流水を水源とする浅井戸も使われていることが甲賀市長意見でも出ていますので、そういうことも踏まえて調査項目と頻度、調査地点は決めていかなければなりません。特にここで抜けているのは、地下水の水質は丸がありません。意見が出ているところなので、丁寧に説明するためには充実させるべきだと考えます。

(事業者)

埋立開始後のモニタリング対応について、方法書では廃棄物処理法などの法令上必要なモニタリング項目を示しています。これは環境影響評価の結果に関わらず実施する項目です。この項目については方法書の事業計画に掲載しています。ご指摘いただいたような予測はできないかもしれません、埋立開始後または廃止後について、もしかしたら何か有害な物質が混入していて影響が生じる可能性はゼロとは言い切れません。そこを確認して万一問題があった場合に対応できるようなモニタリングの計画が必要ではないかというのはご指摘のとおりと考えています。

一方で、現段階は方法書の段階ですので、これから展開検査や維持管理の計画も含めて準備書に向けて精査していくタイミングになります。今後の準備書段階では具体的な計画と影響の予測評価結果を踏まえて、アセス条例上の事後調査を検討して準備書には掲載していくことになると思います。なお、事後調査は予測評価した項目についての結果の検証が目的になりますので、事後調査以外も含めて、万一の時の確認の意味での自主的なモニタリングも考える必要があるかもしれませんと考えています。現時点で事後調査も含めて、モニタリングの項目や頻度を明確化することは、方法書段階では難しいと考えています。いただいたご意見も踏まえて、今後の準備書段階で事後調査、モニタリングのあり方は検討してお示ししていきたいと考えています。

地下水の存在・供用に丸が付いていないということについて、別紙 6-10 ページの表に現況調査の列を設けています。存在・供用時の影響が想定されませんので、

地下水の予測評価の対象には考えていませんが、事後検証ができるよう現況把握は地下水にも丸を付けています。既存の大津市の処分場でも地下水のモニタリングをしており、測定項目は全項目ですが、概ね不検出という結果ですので、地下水への負荷が生じることを想定ができない、測定しても検出されないレベルということもありまして、予測不能という側面が強いと考えています。ただ、絶対とは言い切れないところもありますので、現況把握を行って、事後に状況変化があったときに確認できるように調査をしておくことを考えています。

(委員)

安定型最終処分場の事後調査の位置付け、事後はいつ時点のことを指して回答されたのでしょうか。全ての廃棄物が埋立終わって、植栽も終わった段階でしょうか。建設が終わって供用開始の時点にも聞こえましたので、明確にしていただければと思います。アセスの中では、どのように環境に影響が出るのか、植栽されて十何年後も継続して事後の調査を検討してほしいという話にもなります。稼働中は予測ができないけれども、ある程度ここは押さえなければいけないというところは示せるのではないかと思います。一般的なアセスでは供用前、供用後ですが、今回は3段階あると考えています。安全というものを考えて、これだけ意見も出ているのであれば、この辺りはきっちり記載いただければと思います。

(事業者)

アセス条例上の事後調査としては事業着手(工事着手)後のこととを指しています。工事着手した以降は全て事後という枠の中に入ると認識しています。工事着手しましたら、工事中というタイミングもありますし、工事が終わって埋立物を搬入し始めた埋立中の期間もあります。ゆくゆくは埋立が終了した後の段階、大きく分けると3段階になります。事後調査または自主的なモニタリングは事業着手後の全体を視野に入れて考えるべきものと理解しています。現時点ではどのタイミングにどの項目をどういう頻度で調べていくかは、今後の準備書で検討してお示しします。

(委員)

分かりました。別紙 10 ページの水質で BOD 以外に、前回指摘のあったマイクロプラスチックや国の方で水環境中の指針値も出された PFOS、PFOA も書かれています。生活環境項目や健康項目、これは住民の方も一番心配していると思いますので、ぜひお願いしたいのと、これ以外に、琵琶湖に流れていくので、全窒素、全燐、全亜鉛も加えていただきたい。また、注のところで大腸菌群数は令和4年に改正されて大腸菌数に変わっていますので、新しい基準に修正をしてください。

(委員)

事後調査に関わって、別紙 の表 6.3-1 の事前の状況の確認について、事後調査

にあった直接の負荷になる排水の水質も測っていくのでしょうか。

(事業者)

埋立地から出てくる浸透水のことでしょうか。

(委員)

浸透水ではなく排水地点ですので、浸透水だけ排水するのでしょうか。

(事業者)

埋立地から流出する水としては、埋立物の中を浸透して出てくる浸透水、もしくは雨水の2種類になります。

(委員)

その場合、雨水と浸透水はどう混ざって出てくるのかは排水の時点で分かるのでしょうか。

(事業者)

浸透水の排出口のところで分析することで、浸透水として問題のある状況なのかどうかというのをチェックできます。

(委員)

負荷量としてどれだけの量が出てくるのか、成分が入っているかどうかは分かると思いますが、最終的な次郎九郎川に入る量は雨水と混ざる割合に依ります。負荷量としての排水も測っておいた方が良いと思います。

(事業者)

次郎九郎川に流入する前に雨水プラス浸透水の流量としての総量と、その状態での水質の濃度を押さえておいた方が良いということでしょうか。

(委員)

それが実際に河川に負荷を与えるものになります。

もう1点、地下水の話がありましたが、地下水の深さなどのデータがないので、掘ったときに自由水面で出てくるのか、複数の地下水帯から出てくるのか、調査しないと分からぬと思いますが、その点と、水位の計測を時系列ではなく、ポイント、何かしらのインターバルで測定されるとあります。今の時代、地下水位の計測はそこまで難しくないので、連続データで測定する方が良いと思います。なぜかと言いますと、測定するタイミングの前に雨が降ったなどで違ってきますので、点データでモニタリングすることはあまり有効ではありませんがいかがでしょうか。

(事業者)

地下水位の観測の頻度については、分かりにくいですが、方法書の資料編の資料3ページに地下水の現況把握の内容を記載しています。地下水位の観測をすることと、水質については年4回とされていますが、水位については連続観測する予定です。

(委員)

資料2-2の事業者の回答が間違っているということでしょうか。

(事業者)

すみません、先ほどの水位観測について、アセスとしての事前の現況把握ではなく、事業着手後のモニタリングのことを意見いただいていたのでしょうか。

(委員)

どちらもです。地下水井戸を作るのでしたら、測定しておくと良いと思います。

(事業者)

事業着手前の事前の現況把握の水位観測については、1年間連続観測する計画としています。事業着手後の地下水位のモニタリングは、現時点では、資料2-2に示す頻度で考えていますが、意見等を踏まえて検討したいと考えています。

(委員)

資料2-2の回答が事後のことと言っているということで理解しました。先ほどもお伝えしたとおり、事後も連続で測定した方がはっきりすると思います。

(事業者)

追加で、現状の地下水位がどの程度なのかについて、地質調査でボーリングをしています。手元にデータはありませんが、ボーリングした際の記録があることと、埋立地の上下流で掘削した場所を井戸にする予定ですので、その2か所を地下水の水位や水質の調査の観測井として現地に残している状況です。

(委員)

現状、帯水層がどこにあるのかなどは把握されているのでしょうか。

(事業者)

掘削時点でどの辺りに地下水があったのかは分かっています。ただ、ポイント的な整理ですので、季節変動もあると思いますので、1年間連続観測して水位変動を含めて把握していく予定です。

(委員)

住民の意見でも甲賀市長意見でも受け入れする廃棄物の種類であったり、展開検査の方法に関して懸念が出ていますので、真摯に受け応えしていただくようにお願いしたいと思います。

今回資料2-4で、方法書にはない手順を示していただきましたが、現状、ジェネさんが大津市でしている安定型最終処分場と同じような方法でされていると理解しています。これまで甲賀市長の方から客観的なデータで示してほしいとの話しがありましたので、実績値、一年間にこういった方法で受け入れを行って、年間何台検査して、例えば何台は不合格で帰っていただいている、その時の具体的な不合格の事例、こういった場合は不合格という事例が長らく経験されて実績値としてあると思います。そういう実績をしっかり準備書に組み込んでいただいて、こういった検査をして、こういった結果であった、それに加えて改善すべきところであ

ったり、修正すべきところを新たに検討して、例えば、展開検査で検査機器の導入を検討されているなどの改善を検討していることも入れていただいて、住民にとって配慮していることが伝わりやすいような回答をしていただければと思います。

(委員長)

温室効果ガスのところで、重機も入れるということですが、いわゆる土木系の重機以外に、森林を伐採するので、ハーベスターなども含まれているのでしょうか。

(事業者)

現状、想定していませんので、必要に応じ、意見を参考に加えようと思います。

(委員長)

チェーンソーも使うのでしょうか。広範囲なので重機や高性能な林業機械を使われるのでしょうか。

(事業者)

使用することになると思いますが、具体的にどのように施工するのかは決まっていない段階です。その点も検討したいと思います。

(委員長)

どこから温室効果ガスが出てくるのか、範囲をきっちり決めていただかないと、例えば、排水関係でポンプを使用されるとそこで温室効果ガスが出てきますが、その量は全体に比べて少ないので、それは入れないということであればその境界は入れないということなので、その辺りを明確にしていただきたいと思います。どうしてかと言うと、温室効果ガスの評価に関する本事業のような事例についてはあまりないと思います。環境省でも（環境アセスに係わる）評価方法の指針は出ていません。良い意味でも先例になりますので、いい加減なやり方をすると後々問題になるかもしれませんので、きっちりやっていただきたいと思います。

吸収量と排出量について、森林伐採、今ある木を切ったことによる排出量は、資料を見ていると、伐採時点で年間何グラム吸収しているので、その吸収分がなくなるとしていますが、その理解でよろしいでしょうか。

(事業者)

現時点で事業地の林齢がどの程度かを把握しきれていませんが、もしかしたら吸収量よりも排出量の方が超過している状態かもしれないとは思っています。

(委員長)

そうではなく、全部伐採すれば、今吸収している量がなくなります。それを年間量として計算するのでしょうか。

(事業者)

そうです。

(委員長)

吸収は新しく植樹されるので、20年経過した後に年間何グラムの二酸化炭素を吸収するという計算をされるということでしょうか。そうすると全体として見たときにおかしなことにならないでしょうか。車両から出てくるのは(ある程度の年数使用されるので)1年間の量ではありません。伐採木等をどう処理するのかにもなります。全部燃やせば(森林の炭素固定量)全てが二酸化炭素に変わります。そうすると年間量で出す意味はあるのでしょうか。評価をどうするのかをきっちり決めておかないといけません。吸収量を見るのであればゼロになったところから20年30年の全部の吸収量になります。カーボンニュートラルというのは、全部の木を切ってしまっても同じものを植樹すれば、(長期的にみれば)同じような吸収量になるので、差し引きが厳密には違いますが、ゼロになるという考えです。それに類することをしようとしている訳ですが、対象期間をどれくらいにするのかも含めて吸収量と排出量を考えないとおかしなことになりますので、もう少し検討していただきたいと思います。

(事業者)

事業が始まってから埋立が完了し、廃止して、その後何年間という期間を区切って評価するという理解でよろしいでしょうか。

(委員長)

先ほどの話はそういう意味合いですが、別の評価の方法もあると思いますので、検討されてベターとなる方法があればそれを採用いただければと思います。

(委員長)

マイクロプラスチックについて、滋賀県の測定例は調査されてますでしょうか。

(事業者)

滋賀県内の測定事例は未確認です。

(委員長)

令和2年度に滋賀県が河川と琵琶湖で調査されています。ホームページで結果も出ています(令和2年度マイクロプラスチックの調査結果について 滋賀県琵琶湖保全再生課, 2021.3,

<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5257998.pdf>)。それから、処分場(浸出水)から出てくるマイクロプラスチックについては日本では2例(河合泰志ら,EICA,第26巻 第2・3号,68-80,(2021); H. Nakayama et al., Journal of Material Cycles and Waste Management,26,792-799,2024)くらいしかありません。それも主に都市ごみの焼却灰の埋立て、産廃だけの例は日本ではなかったと思いますので、今回が初めての測定になります。海外、中国やインド等(例えばA.L.P. Silva et al., Case Studies in Chemical and Environmental

Engineering 3, 100072, 2021; L. Wang et al., Water 15, 252, 2023; K.S. Anilbose et al.: Waste Management Research: The Journal for a Sustainable Circular Economy. 2025; 0(0). doi:10.1177/0734242X251350549) ではあります。それも含めて検討していただきたいと思います。

・資料 3-1～3-2 説明後の意見は以下のとおり。

(委員長)

はじめに欠席委員から意見がありましたら、事務局から紹介をお願いします。

(事務局)

欠席委員からご意見はいただいていません。

(委員)

個別事項の水質・水象について、この文章ですと、今回のようにあまり予測できない場合は、水象いわゆる流出量の記述に偏ってしまい、意見に出ている水質の記述が少し弱いのではないかと感じています。方法書ですので、「予測・評価を行うとともに、適切な水質項目の測定」としますと、ほとんど汚染がない中での評価になりますので、適切な項目というのでは出ないかと感じました。「行うとともに、埋立開始後も含めた適切な水質項目、調査場所、頻度等および下流への汚濁防止について検討すること」というように詳しく述べて意見されてはどうかと思います。

(委員長)

委員指摘のとおり抜けている部分がありますので、入れた方がベターだと思います。

(委員)

人と自然との触れ合いの活動の場の体裁について、「環境学習等」の後の空白を削除してください。また、くれぐれも過小評価にならないよう人と自然との触れ合いの活動の場の実態をきちんと把握していただくようお願いしたいと思います。

(委員長)

語句の修正の提案はありますでしょうか。

(委員)

「関係者へのヒアリング等を通して」のところが、もう少し補強できると良いと思います。

(委員)

人と自然との触れ合いの活動の場について、一文目が「利用実態や実施場所を把握する」で終わっていますので、把握して、今問題になっている水質などの影響評価をきちんと行うこと、予測・評価をすることを入れていただきたいと思います。例えば、環境学習しているみなさんの環境学習が維持できるのかの予測・評価をするという文章を入れてはどうかと思います。

(委員長)

他に意見はありますでしょうか。ないようでしたら、今の委員の意見を反映した上で審査会意見を取りまとめたいと思います。詳細については私と事務局で調整させていただきたいと思いますので、ご了承いただけますでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、本日の議事はこれで終了します。

【以上】